

令和元年度 事業計画

1. 基本方針

- (1) 官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量又はその登記の申請の適正かつ迅速な実施に寄与する。
- (2) 公共の利益となる事業の成果の速やかな安定を図り、登記に関する手続きの円滑な実施を推進する。
- (3) 不動産に係る国民の権利の明確化及び国土の利用、整備に資する事業を推進する。

2. 事業計画

- (1) 法14条地図作成作業及び国土調査事業への参画に向けて受託を推進する。
- (2) 官公署職員、県民対象の土地家屋調査士業務に関連する公開講座を開催する。
- (3) 社員研修を行い、業務に対する知識と技術の向上を図る。
- (4) 登記基準点の整備促進と管理手法を検討する。
- (5) 官公署の未登記建物の表題登記を実施する。
- (6) 官民境界確認代行業務を推進する。
- (7) 国土調査法第19条第5項を推進する。
- (8) 建築基準法第42条第2項道路関係の啓蒙活動を行なう。
- (9) 嘱託登記のオンライン申請を推進する。
- (10) 高等学校対象に出前講座による啓蒙活動を実施する。
- (11) 災害時の支援要請に対応する支援活動を実施する。

3. 会議関係

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 各部会
- (5) 法務局との打合せ会議
- (6) 土地家屋調査士会との打合せ会議
- (7) 関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会議
- (8) 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会議